

## ふくしま子育て支援ネットワーク 会則

### 第1条【名称】

この会の名称を、ふくしま子育て支援ネットワークとします。

### 第2条【目的】

子育て支援をするNPO・ボランティア団体のスキルの向上を図り、相互の交流を促進することで団体間の連携を推進し、地域の住民、企業、県・市町村など行政などとの協働を強化することで、福島県内の子育て支援の活動を充実させ、子育てしやすい環境をつくることを目的とする。

### 第3条【事務局】

この会の事務局を、特定非営利活動法人うつくしま NPO ネットワーク内に置きます。住所は、福島県郡山市小原田2-19-19です。

### 第4条【事業】

この会は、目的を達成するために次の事業を行います。

- ① ふくしま子育て支援ナビゲーターの開設と運営
- ② 交流会・意見交換会の開催
- ③ 子育て支援ができる専門家の育成
- ④ 子育て支援団体の組織基盤の充実
- ⑤ その他、会の目的を実現させるために必要なこと

### 第5条【会員】

- ① この会は、会員と賛助会員で構成します。

会員は、この会の趣旨に賛同し、会の活動に参加できる、福島県内で子育て支援活動するNPO・ボランティア団体とします。

- ② 賛助会員は、この会の趣旨に賛同する住民、企業、教育機関、研究機関とします。
- ③ 入会を希望するNPO・ボランティア団体、住民、企業、教育機関、研究機関などは、所定の入会申込書を事務局へ提出します。
- ④ 入会の承認は、世話人会で決めます。
- ⑤ この会は、必要に応じてアドバイザー、オブザーバーを置くことができます。

### 第6条【役員など】

この会の役員は、次の通りとします。役員は、総会にて会員から選びます。役員任期は、2年とします。再任は妨げません。

代表世話人	1名
副代表世話人	1名
世話人	若干名
事務局長	1名
会計監事	1名

#### 第7条【総会】

この会は、事業年度終了後、三か月以内に総会を開催します。総会は、会員の過半数の出席で成立します。出席会員の過半数の賛成で議決します。同数の時は、議長が裁定します。総会の議長は、代表世話人がつとめます。

総会では、事業報告・収支報告、事業計画・収支計画、役員改選、会則の変更などを討議・議決します。

#### 第8条【世話人会】

この会は、世話人会を置きます。世話人会は、すべての役員で構成されます。世話人会は、総会の開催、事業の立案、会員の入会の承認などを行います。

#### 第9条【事業年度】

この会の年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

#### 第10条【会費、予算など】

- ① 会費は、年間3,000円とします。
- ② 事業を実施する場合の予算などは、世話人会で話し合っ決めて決めます。

#### 第11条【細則】

この会則を施行するにあたり、世話人会は必要な細則をつくることができます。

#### 第12条【会則変更】

この会則の変更は、世話人会で討議・提案され、総会で議決されます。

#### 付則

- 1, この会則は、平成23年1月18日から施行します。
- 2, 設立初年度の事業期間は、第9条の定めにもかかわらず、平成23年1月18日から平成24年3月31日とします。